

# 山梨県公報

第二百八十六号

令和四年

五月二十三日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………二七七

### 公告

○随意契約の相手方の決定について(二件)……………二七八

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………二七八

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二七九

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二七九

○公共測量の実施……………二八二

### 教育委員会

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二八二

## 告示

### 山梨県告示第二百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年五月十七日西保堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 公告

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る役務

(一) 名称 山梨県情報ハイウェイ保守管理業務委託

(二) 数量 一式

### 二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

### 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日

### 四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社デジタルライアンス

(二) 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号

### 五 契約金額 一億三百四十二万九百円

### 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県が整備した光ファイバ網貸付契約の相手方であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る物品等

(一) 名称 山梨県広域災害・救急医療情報システムの利用

(二) 数量 一式

### 二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県福祉保健部医務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

### 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日

### 四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- (二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 五 契約金額 一億九千八百三十六万九千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているときに当たするため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 クスリのアオキ西条新田店
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条新田字村北二百四十九番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年一月十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百二十七平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 五十台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 二十五台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 二十平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 十三立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	翌午前零時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (1) 数 三箇所
  - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和四年五月十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年九月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号  
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 笛吹南マーケットタウン 山梨県笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一外  
 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社山梨ささき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号	変更後	オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号
-----	--	-----	---

3 変更の年月日 平成十八年二月二十日外  
 三 届出年月日 令和四年五月二日  
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年九月二十六日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、両村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和四年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	三井金彦	北杜市明野町上手四千百八十九番地	令和四年四月二十四日
同	滝口忠雄	北杜市明野町小笠原三千三百六十九番地	同
同	長田春一	北杜市明野町小笠原千三百二十七番地	同
同	三井健一郎	北杜市明野町上手四千二百七十番地	同
同	馬場利雄	北杜市明野町上手三千六十二番地	同
同	藤内宏幸	北杜市明野町上手三千五百二番地	同
同	伊藤忠典	北杜市明野町上手二千二十二番地	同
同	秋山朝男	北杜市明野町上手七千三百七十九番地二	同
同	進藤周一	北杜市明野町小笠原二千四十七番地	同
同	仲村力	北杜市明野町小笠原三千九百七十七番地	同
監事	杉山朗	北杜市明野町上手三千七十八番	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	新井忠一	北杜市明野町上手二千四百十七番地	令和四年四月二十五日
同	守屋勝之	北杜市明野町小笠原千四百二十番地二	同
同	船窪敏文	北杜市明野町上手三千九百四十九番地	同
同	深澤喜嗣	北杜市明野町上手四百八十六番地	同
同	浅原清一	北杜市明野町上手三千百十三番地	同
同	五味哲	北杜市明野町上手五千六百二十九番地	同
同	伊東賢一	北杜市明野町上手千八百三十番	同

  

同	窪寺勝則	北杜市明野町上手一万三千百番地二	同
同	深澤和雄	北杜市明野町小笠原二千二百五十七番地一	同
同	宮川文江	北杜市明野町小笠原三千三百五十六番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、忍草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和四年五月二十三日

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	上野敏弘	北杜市明野町上手千九百七十五番地	同
同	小泉和仁	北杜市明野町小笠原四千三番地	同
同	窪寺勝則	北杜市明野町上手一万三千百番地二	同
同	長坂正秀	北杜市明野町小笠原千三百七番地	同
同	村田茂	北杜市明野町上手神取千三百八十九番地	同

山梨県知事 長崎 幸太郎

同	同	同	同	同	同	同	同	理事	同	副理事長	理事長
天野悟	大森義彦	天野博	天野幸彦	大森光秀	天野弥寿義	渡邊嘉勝	大森吉昌	広瀬和志	長田利久	渡辺一雄	天野文久
南都留郡忍野村忍草七百五十番地	南都留郡忍野村忍草五百番地	南都留郡忍野村忍草千四百十三番地二	南都留郡忍野村忍草百二十六番地	南都留郡忍野村忍草四百八十六番地	南都留郡忍野村忍草七百四十六番地	南都留郡忍野村忍草二百三十番地	南都留郡忍野村忍草千四十三番地	南都留郡忍野村忍草七百八十二番地	南都留郡忍野村忍草千五十三番地	南都留郡忍野村忍草四百五十番地	南都留郡忍野村忍草千四百四十三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	渡邊嘉勝	南都留郡忍野村忍草二百三十番地	令和四年四月一日
副理事長	天野弥寿義	南都留郡忍野村忍草七百四十六番地	同
同	大森吉昌	南都留郡忍野村忍草千四十三番地	同
理事	広瀬和志	南都留郡忍野村忍草七百八十二番地	同
同	大森光秀	南都留郡忍野村忍草四百八十六番地	同

監事	大森勝保	二番地	同
同	渡邊和美	南都留郡忍野村忍草千五百二十四番地	同
同	渡邊和司	南都留郡忍野村忍草三百二十九番地	同
同	大森義彦	南都留郡忍野村忍草二百四十九番地二	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
天野幸彦	天野博	大森義彦	天野悟	渡辺公昌	渡辺利男	大森重信	天野文久	渡辺一雄	長田利久	大森日出実
南都留郡忍野村忍草百二十六番地	南都留郡忍野村忍草千四百十三番地二	南都留郡忍野村忍草五百番地	南都留郡忍野村忍草七百五十二番地	南都留郡忍野村忍草三百二十番地	南都留郡忍野村忍草千三百三十六番地	南都留郡忍野村忍草千八百八十八番地三	南都留郡忍野村忍草千四百四十三番地	南都留郡忍野村忍草四百五十五番地	南都留郡忍野村忍草千五十三番地	南都留郡忍野村忍草千番地百七十三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）  
 二 測量の地域 富士吉田市、都留市、南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町地内  
 三 測量の期間 令和四年五月十日から令和四年十二月二十三日まで

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 県 立 学 校

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月二十三日

山梨県教育委員会

教 育 長 手 島 俊 樹

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程（令和二年山梨県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「甲府市朝氣一丁目」を「甲府市川田町」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年五月二十四日から施行する。